

水道使用者の皆様へ

～物価高騰対応～

水道料金・下水道使用料に関するお知らせ

水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免します

物価高騰の影響を受けている方及び事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金及び下水道使用料の基本料金を免除もしくは一部減額します。減免の対象は、令和8年2月から令和8年3月までの検針分です。

減免の対象者

市と給水契約をしているお客様が対象です。

ただし、下記に該当する場合は対象外となります。

- ・官公署及びこれらに属する施設（請求先を含む）
- ・基本料金に係る減免措置を受けられている世帯
- ・保育施設及び社会福祉施設
- ・自治会の集会施設
- ・都営住宅・公務員住宅の共用栓等

減免の内容

《水道料金》口径 13mm～40mm：基本料金を免除します。

口径 50mm～150mm：一律 10,000 円を減額します。

《下水道使用料》 基本料金を免除します。

減免の対象期間

検針が偶数月の地区の方：令和8年2月検針分が対象です。

検針が奇数月の地区の方：令和8年3月検針分が対象です。

減免の手続き

減免についての手続きは、不要です。

ご注意ください！

手続きについて、市役所から電話がかかってきたり、訪問したり、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。

問い合わせ先

昭島市水道料金等収納業務受託者

株式会社 両毛システムズ TEL 042-543-6111

（担当部署）水道部業務課

＊＊裏面もご覧ください＊＊

参 考

1. 水道料金及び下水道使用料に係る基本料金一覧（2ヶ月）

《水道》

(税抜)

口径	基本料金	基本料金減免額	減免後
13 mm	960 円	960 円	
20 mm	1,340 円	1,340 円	
25 mm	1,580 円	1,580 円	0 円
30 mm	4,200 円	4,200 円	
40 mm	8,400 円	8,400 円	
50 mm	28,000 円	10,000 円	18,000 円
75 mm	62,000 円	10,000 円	52,000 円
100 mm	126,000 円	10,000 円	116,000 円
150 mm	208,000 円	10,000 円	198,000 円
公衆浴場	960 円	960 円	0 円

《下水道》

(税抜)

（税込）	930 円	930 円	0 円
一般	930 円	930 円	0 円
公衆浴場	680 円	680 円	0 円

※ 月の途中で水道の使用を開始または中止した場合は、上記基本料金の金額と異なることがあります。

2. 検針票の確認方法

(お支払い方法が納入通知書の方)

(お支払い方法が口座振替の方)